様式第十七（第二十一条関係）

（表）

第　　号

身　　分　　証　　明　　書

氏名（ふりがな）

年　　月　　日生

職　名

上記の者は、下水道法第 32 条第１項の規定により、他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。

発行年月日

有効期限

任命権者　　印

（裏）

下　水　道　法　抜　粋

（他人の土地の立入又は一時使用）

第 32 条　公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者又はその命じた者若しくは委任を受けた者は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する調査、測量若しくは工事又は公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の維持のためやむを得ない必要があるときは、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

２　前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

３　第１項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

４　日出前又は日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

５　第１項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

７　土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第１項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。